2026. 3. 18

【日本貿易統計（26 年 2 月）】

輸出はプラス続くも、対米は 3 ヵ月連続のマイナス

～当面、力強さを欠く推移を予想～

経済調査部　主席研究員
藤田　敬史

ポイント

- **財務省の 2 月貿易統計によると、輸出金額は前年比＋4.2%と 6 ヵ月連続のプラス。季調済前月比は▲5.4%と 2 ヵ月ぶりのマイナスとなった**
- **半導体等電子部品を含む電気機器がアジア向けを中心に伸びたほか、自動車を含む輸送用機械がプラスとなった。米国向け輸出は 3 ヵ月連続のマイナスで、自動車も 3 ヵ月連続のマイナス**
- **輸出は当面力強さに欠ける推移を予想。米政権は 2 月 24 日発動の通商法 122 条に基づく追加関税の 150 日間の期限到来を前に、通商法 301 条に基づく調査開始を発表するなど関税政策の行方には留意が必要**

1．季調済輸出金額前月比は 2 ヵ月ぶりのマイナス

財務省から発表された 2 月の貿易統計によると、輸出金額は前年比＋4.2%（1 月：同＋16.8%）と 6 ヵ月連続のプラスとなった（図表 1）。輸入金額は同＋10.2%（同▲2.6%）で 2 ヵ月ぶりのプラスである。中国商務部は 1 月 6 日、軍事転用可能な軍民両用（デュアルユース）品目について日本への輸出管理を厳格化すると発表、2 月 24 日には、日本の 20 企業・団体を輸出規制の対象リストに加え、同日から適用した。中国からの輸入金額は同＋35.4%のプラスで、現時点では大きな影響は見られていない。また、緊迫した中東情勢が続いているが、その影響は 3 月以降の統計に表れるとみられる。

季調済輸出金額は前月比▲5.4%と 2 ヵ月ぶりのマイナス、季調済輸入金額は同＋3.0%と 4 ヵ月連続のプラスで、季調済貿易収支は▲3,742 億円と 2 ヵ月ぶりの赤字となった。

(図表1)輸出入金額（前年比）と貿易収支（季調済）の推移

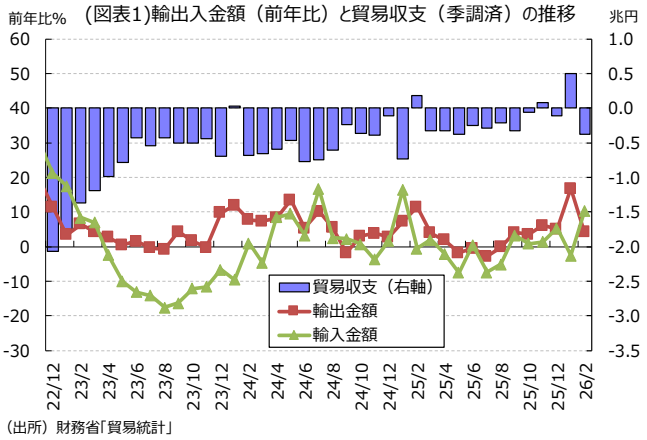

（出所）財務省「貿易統計」

(図表2)輸出金額前年比と地域別寄与度

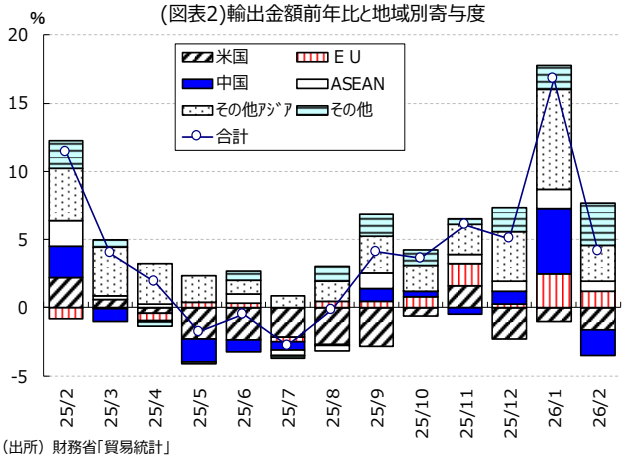

（出所）財務省「貿易統計」

2．米国向け輸出は前年比 3 ヵ月連続のマイナス、自動車も 3 ヵ月連続のマイナス

金額ベースの地域（国）別輸出では、EU 向けが前年比

＋14.0％と伸びたほか、アジア向けも同＋2.8％のプラスとなった（図表 2）。一方、米国向けは同▲8.0％と 3 ヵ月連続のマイナスであった。

金額ベースの商品別輸出では、アジア向けを中心に伸びた半導体等電子部品を含む電気機器（前年比＋10.3％・寄与度：＋1.7ポイント）、EU 向けが堅調な自動車を含む輸送用機械（同＋1.5％・同＋0.3ポイント）がプラスに寄与した（図表3）。

自動車は前年比＋2.5％と 2 ヵ月連続のプラスとなった（図表4）。EU 向けが電気自動車（EV）などの輸出が拡大したことから前年比＋26.3％と大きく伸びた。EU は中国の補助金を背景にした割安 EV 輸出に対する策として、2024 年 7 月から最大 35.3％の追加関税を実施しており、日本の EV の競争力が漸次高まっている可能性がある。一方、関税負担が自動車メーカー各社の業績の圧迫要因（詳細は 2 月 18 日付のレポート、「【日本貿易統計（26 年 1 月）」参照）となっている米国向けは、同▲14.8％と 3 ヵ月連続のマイナスとなった。輸出台数は 3 ヵ月連続のマイナスで、1 台当たり単価は 2 ヵ月連続でマイナス幅が拡大した（12 月：前年比▲4.3％ → 1 月：同▲9.2％ → 2 月：同▲10.6％）。

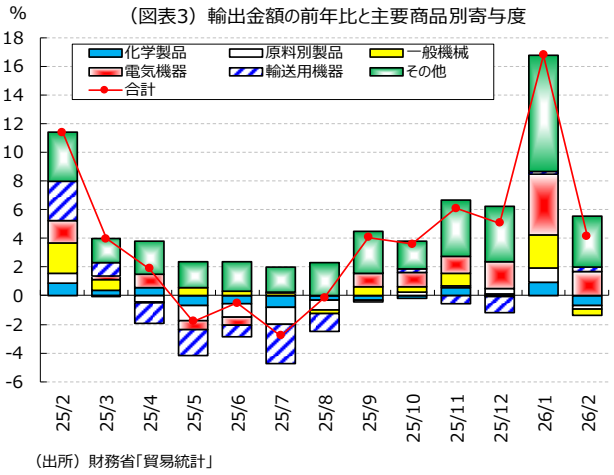

（出所）財務省「貿易統計」

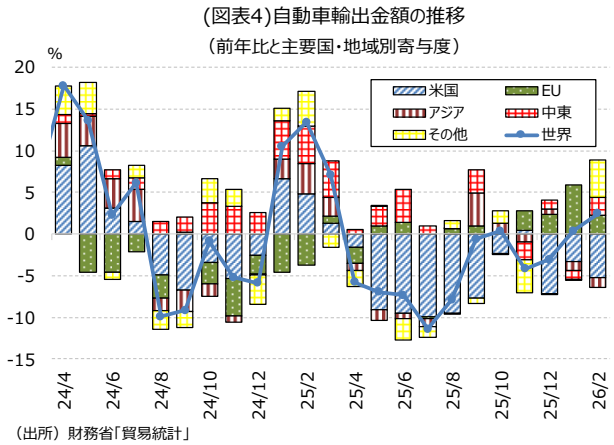

（出所）財務省「貿易統計」

3．実勢を示す輸出数量指数は 2 ヵ月ぶりのマイナス

輸出金額を価格指数と数量指数に分解すると、2 月は価格指数が前年比＋4.7％（1 月：同＋7.3％）、数量指数が同▲0.5％（同＋8.8％）となった（図表 5）。価格指数は 7 ヵ月連続のプラス、実勢を示す数量指数は 2 ヵ月ぶりのマイナスとなった。

輸出数量指数を相手国・地域別にみると、米国向けが前年比▲0.4％（1 月：同＋2.0％）、EU 向けが同＋3.7％（同＋18.8％）、アジア向けは同▲5.1％（同＋11.6％）、うち中国向けは同▲26.1％（同＋22.9％）となった（図表 6）。中国、アジア向けは、中国の春節が昨年は 1 月、今年は 2 月と期ずれの影響により、1 月は高い伸びとなったが、2 月はその反動でマイナスとなった。

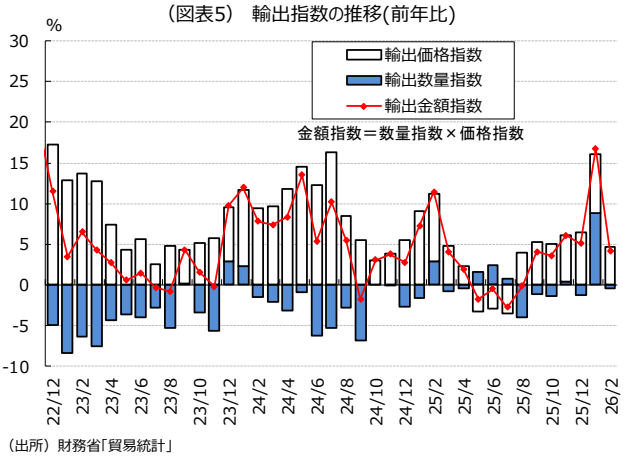

（出所）財務省「貿易統計」

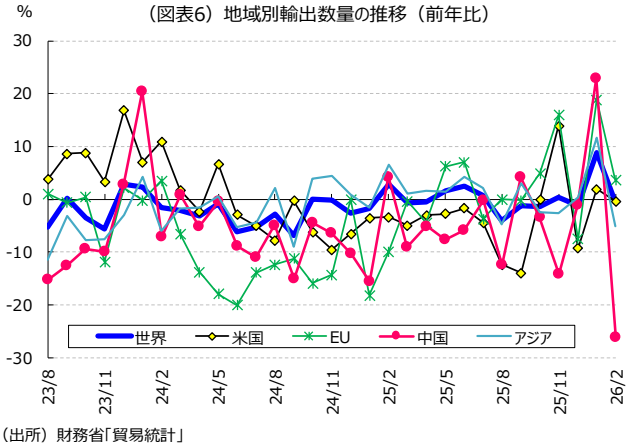

（出所）財務省「貿易統計」

4．輸出は当面力強さに欠ける推移と予想

対米輸出に係る関税は当面下押し要因であり続けることに変わりはない。中国景気の停滞は長期化が予想され、対中輸出も当面軟調な推移が続くと予想する。輸出は全体として力強さに欠ける推移が続くと予想する。

2 月 20 日、米国の連邦最高裁は、トランプ政権が実施し

た国際緊急経済権限法（IEEPA）を根拠とした相互関税を違憲とする判決を下した（詳細は2月24日付のレポート、「相互関税に違憲判決も残る不確実性」参照）。米政権は、24日に通商法122条に基づき、150日を期限に、すべての輸入品に対し一律10%の追加関税を発動した（図表7）。日本は3月6日に赤沢経産大臣が訪米し、ラトニック米商務長官と会談、昨年7月の日米合意より不利な内容にならないよう要請したが、米国側の回答は明らかになっていない。そうしたなか、11日には、米通商代表部（USTR）のグリア代表が150日の期限となる7月24日の到来を前に、不公正な貿易慣行のある国・地域に対し制裁関税を課す通商法301条に基づく事前調査[1]を開始したと発表した。通商法301条は税率に上限がなく、4年間の期限は延長することができる。日本に不利な影響とならないか、米関税政策の行方とその影響には留意が必要である。

（図表7）足元の日米関税の推移

2月20日	・連邦最高裁は、トランプ政権の国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づく相互関税に違憲判決 ・トランプ大統領は、1974年通商法122条に基づき一律10%の関税を課すと宣言(21日に15%まで引き上げ)
2月24日	・トランプ政権は、通商法122条に基づく10%の追加関税を新たに発動（150日間限定） ※分野別関税が既にかかっている自動車などは引き続き対象外
3月6日	・赤沢経産大臣がラトニック米商務長官と会談
3月11日	・米通商代表部(USTR)は、1974年通商法301条に基づく事前調査の開始を発表
7月24日	・午前0時1分、通商法122条に基づく追加関税の期限到来

（出所）各種報道より明治安田総研作成　※日付は現地時間

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください
明治安田総合研究所　主席研究員　藤田　敬史
電話番号：080　2298　8272
e-mail：takafumi.fujita@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。
●発行元●　株式会社 明治安田総合研究所　　〒102-0073 東京都千代田区九段北3－2－11 TEL03-6261-6411

[1] 4月15日までに意見公募を行ない、5月5日ごろに公聴会を開催予定